

## 令和2年度山形県国公立高等学校等奨学のための給付金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、国公立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）をいう。以下「高等学校等」という。）及び国公立の高等学校等専攻科（高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第2条に規定する高等学校等専攻科をいう。以下「専攻科」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を交付する。

### (交付対象者、交付対象経費及び給付金の額)

第2条 この給付金の交付対象者、交付対象経費及び給付金の額は別表のとおりとする。

### (給付金の交付の申請)

第3条 この給付金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、令和2年度山形県国公立高等学校等奨学のための給付金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。ただし、別表の交付対象者の欄第3項に掲げる世帯の保護者等にあつては、本条第1号で定める書類の提出は求めない。

(1) 法第3条第2項第3号に規定する保護者等及び専攻科に在籍する生徒の保護者等（以下「保護者等」という。）全員に係る個人番号カード（写）等貼付台紙（別記様式第2号）又は当該年度（新入生に対する4月から6月分相当額の前倒し支給の申請にあつては、前年度）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類（課税証明書・非課税証明書等）

(2) 口座振替申出書（別記様式第3号）

2 山形市立商業高等学校、鶴岡工業高等専門学校または山形県外に所在する高等学校等及び専攻科の生徒の保護者等がこの給付金の交付を受けようとするときは、前項の規定による書類のほか、在学証明書（別記様式第4号の1）、専攻科にあつては個人対象要件証明書（別記様式第4号の2）を提出しなければならない。

3 次に掲げる者がこの給付金の交付を受けようとするときは、前2項の規定による書類のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別表の交付対象者の欄第1項に掲げる世帯の保護者等

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（別記様式第5号）又は生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる生活保護受給証明書

(2) 別表の交付対象者の欄第2項に掲げる世帯の保護者等であり、別紙の2（3）に掲げる額の給付金を申請する保護者等

別紙の2（3）に該当することを確認できる書類（健康保険証の写し等）

(3) 別表の交付対象者の欄第3項に掲げる世帯の保護者等

家計急変の発生事由を証明する書類及び家計急変の前後の収入を証明する書類

(交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による給付金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、交付、又は不交付の決定を行い、令和2年度山形県国公立高等学校等奨学のための給付金交付決定通知書（別記様式第6号）又は令和2年度山形県国公立高等学校等奨学のための給付金不交付決定通知書（別記様式第7号）により、給付金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、給付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて給付金の交付をすることがある。

(申請の取下げ)

第5条 申請者は、前条による通知を受領した場合において、当該通知に係る給付金の交付の決定の内容に不服があるときは、当該受領の日から10日を経過する日までに申請の取下げをすることができる。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することがある。

2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る給付金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(交付の変更)

第6条 知事は、第4条による決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、決定の内容を変更することがある。

2 知事は、前項による変更をしたときは、その内容を申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第7条 知事は、申請に虚偽があったことが判明したとき等必要がある場合は、第4条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

2 知事は、前項の取り消し、又は変更を行った場合において、すでに給付金が交付されているときは、期限を定めて、交付した給付金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(違約金)

第8条 保護者等は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、その未納額（その一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間については、納付金額を控除した額）につき山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第178条の3に規定する額の違約金を県に納付しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該保護者等からの申請により違約金の全部又は一部を免除することがある。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月3日から施行する。

(別表)

交付対象者	交付対象経費	給付金の額
<p>国公立の高等学校等の生徒等（以下「高校生等」という。）及び国公立の専攻科の生徒の保護者等であって、山形県内に住所を有する者に対して、次の1～3の世帯区分に応じて、奨学のための給付金を交付する。</p> <p>1 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が行われている世帯</p> <p>2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（1の世帯は除く。）</p> <p>3 家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯</p>	<p>授業料以外の教育に必要な経費</p>	<p>別紙に定める額 ただし、2及び3の世帯は、別紙に定める額にオンライン学習に係る通信費相当の単価（1人年額 10,000円（月額に換算する場合は1,000円（6月から翌3月までの10月）とする。）を加えた額</p>

(別紙)

別表の「別紙に定める額」は、次のとおりとする。

- 1 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が行われている世帯について

当該世帯に扶養されている高校生等 1 人当たり年額 32,300 円

- 2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯について

- (1) 当該世帯に扶養されている通信制以外の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり（(3) の場合は除く。）

年額 84,000 円

- (2) 当該世帯に扶養されている通信制の高等学校等及び専攻科に通う高校生等 1 人当たり

年額 36,500 円

- (3) 当該世帯に扶養されている 2 人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり

年額 129,700 円

- 3 家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯について

7 月までに家計が急変したことによる申請の場合は上記 2 の世帯区分に応じた支給額、7 月以降に家計が急変したことによる申請の場合は上記 2 の世帯区分に応じた額について、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額（1 円未満の端数切捨て）を年額とする。

(注 1) 通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等及び専攻科の生徒は、全て (2) の額とし、通信制以外の高校生等は、全て (3) の額とする。

(注 2) 前倒し支給を行う場合、4 月から 6 月分相当額は該当世帯区分に応じた支給額に四分の一を乗じた額（1 円未満の端数切捨て）、7 月から翌年 3 月分相当額は年額から 4 月から 6 月相当額を差し引いた額とする。ただし、4 月から 6 月分相当額が 7 月 1 日現在の状況に応じた支給額（年額）を上回る場合は、4 月から 6 月分相当額を年額とする。